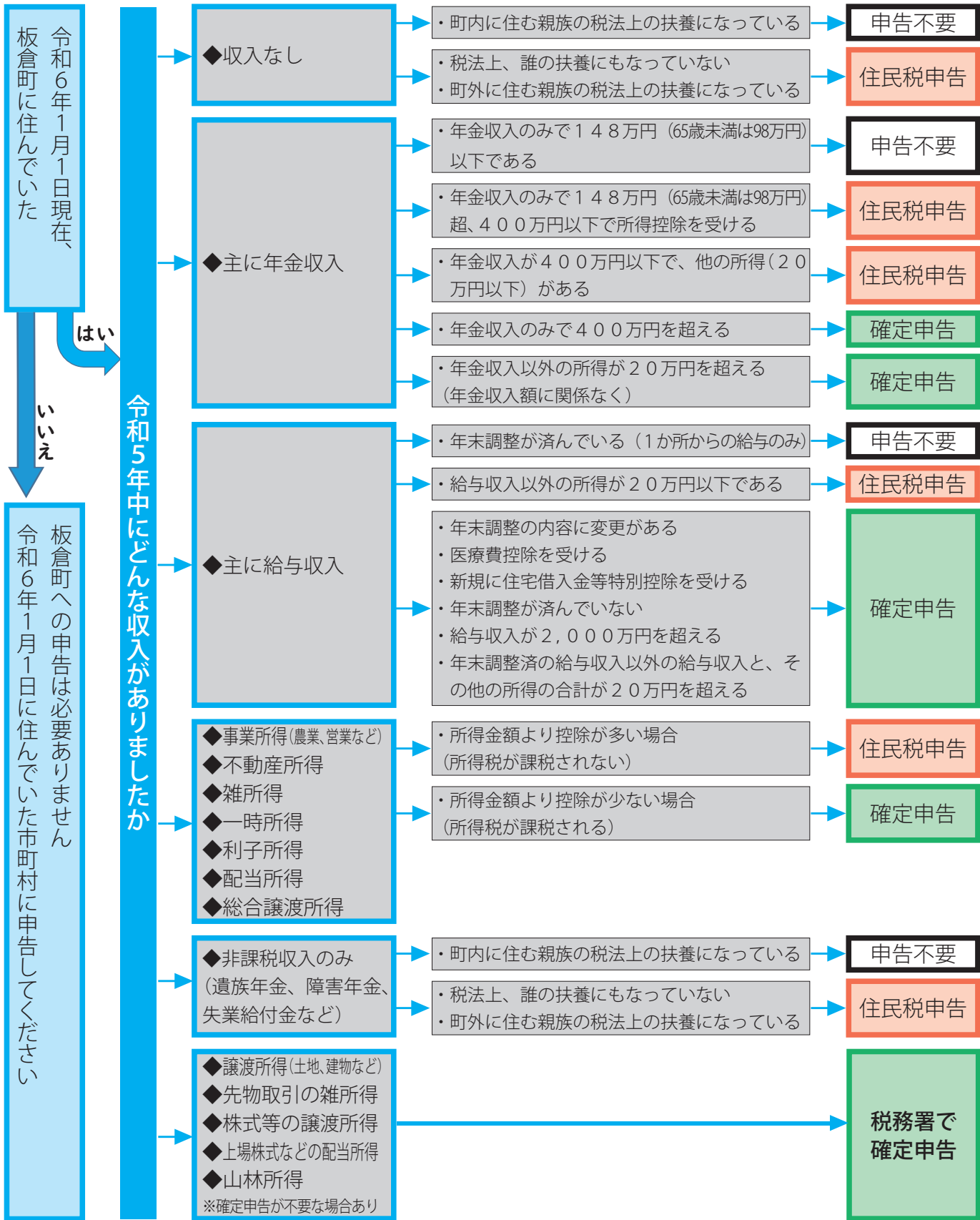


スタート

あなたに必要な申告を、 フローチャートで確認してみましょう

- ・記事とチャートにある年齢は、令和6年1月1日現在です
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、フローチャートにかかわらず確定申告が必要です



税の申告

所得税・町県民税の申告相談を実施します

2月16日(金)～3月15日(金)

(土・日、祝日は除く)

受付時間 午前9時～正午・午後1時～4時
場所 役場3階大会議室

<上記の期間中でご都合の良い日にお越しください>

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税(住民税)の申告は、町県民税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出基礎となります。本人がこれらの保険に加入していても、同じ世帯に加入者がいる場合には、申告の内容によって保険料などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要な場合

令和6年1月1日現在、板倉町に住んでいたかたで、次のいずれかに該当するかた

- 事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
- 給与収入が2千万円を超えるかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 令和5年中に退職して、年末調整をしていないかた
- 23～65歳で、無収入のかた(町内在住者の扶養に入っている場合は除きます)
- 医療費控除や生命保険料控除などを申告して、所得税の還付を受けたいかた

町での申告が不要な場合

- 税務署で所得税の確定申告をするかた(e-Taxでの電子申告を含みます)
- 収入が給与のみで年末調整が済んでおり、給与の源泉徴収票に記載された以外の控除が無く、勤務先が給与支払報告書を町へ提出しているかた
- 収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された扶養・社会保険料以外の控除が無いかた

申告に必要なもの

- ① 収入が確認できる書類
給与・年金・退職金などの源泉徴収票、農業・営業等の収支内訳書、報酬の支払調書など
- ② マイナンバーカード(カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と、運転免許証などの確認書類)

- ③ 扶養しているかたのマイナンバーが確認できる書類
- ④ 控除が確認できる書類
- ⑤ 国民年金保険料などの社会保険料の支払証明書
- ⑥ 医療費控除の明細書(明細書には、領収書1枚ごとではなく、医療を受けたかた別、さらに病院または薬局別に記載してください)、必要事項が記載された医療費のお知らせなど
- ⑦ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ⑧ 身体障害者手帳・療育手帳など
- ⑨ ふるさと納税の寄附金の受領証など
- ⑩ 還付となるかたは、申告者本人の預貯金口座がわかるもの
- ⑪ 確定申告をするかたのみ、利用者識別番号が分かるもの(番号が記載された税務署からの通知書やほか)

問合せ 住民税係 8216127

贈与税や消費税の相談は、館林税務署へ。
問合せ 72-4373